

## 専門相談実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、豊中市市民相談室規則（昭和37年規則第29号）第2条第2号で規定する日常生活に関する法律相談その他専門相談（以下「専門相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門相談の種類)

第2条 相談の種類は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士相談
- (2) 税理士相談
- (3) 司法書士相談
- (4) 行政書士相談
- (5) 土地家屋調査士相談
- (6) 宅地建物取引士相談
- (7) 公証人相談

### (相談場所)

第3条 専門相談は、豊中市役所第二庁舎内で実施するものとする。

### (相談料)

第4条 専門相談の相談料は、無料とする。

### (専門相談の申込み)

第5条 専門相談は、予約制とする。

- 2 予約は、原則として、直接又は電話の方法により相談日の前の日（日曜日に実施する場合は、相談日の前の週の水曜日）の午前9時から先着順で受け付ける。ただし、その日が土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）においては、直前の開庁日に受け付けるものとする。
- 3 各専門相談における同一相談者の予約は、1年度当たり2回を超えて受け付けないものとする。
- 4 裁判所で係争中のものは、受け付けないものとする。その他専門相談の目的に適しないと認められる内容の相談は、受け付けないものとする。
- 5 第2項の規定により予約をした者が、指定の日時に相談を行う場所に来所しないときは、当該予約を無効とし、遅刻したときは、予約時間の終了時刻までを相談時間とする。

### (専門相談の方法)

第6条 専門相談の方法は、面談によるものとし、その際、録音及録画等による記録は認めないものとする。

- 2 相談者一人当たりの相談時間は、30分以内で設定するものとする。

### (相談票)

第7条 専門相談に当たっては、相談の記録及び統計のために相談票を作成し、市において保管するものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- この要領は、平成25年4月1日から実施する。  
この要領は、平成26年8月20日から実施する。  
この要領は、平成27年4月1日から実施する。  
この要領は、平成28年8月1日から実施する。  
この要領は、平成30年4月1日から実施する。